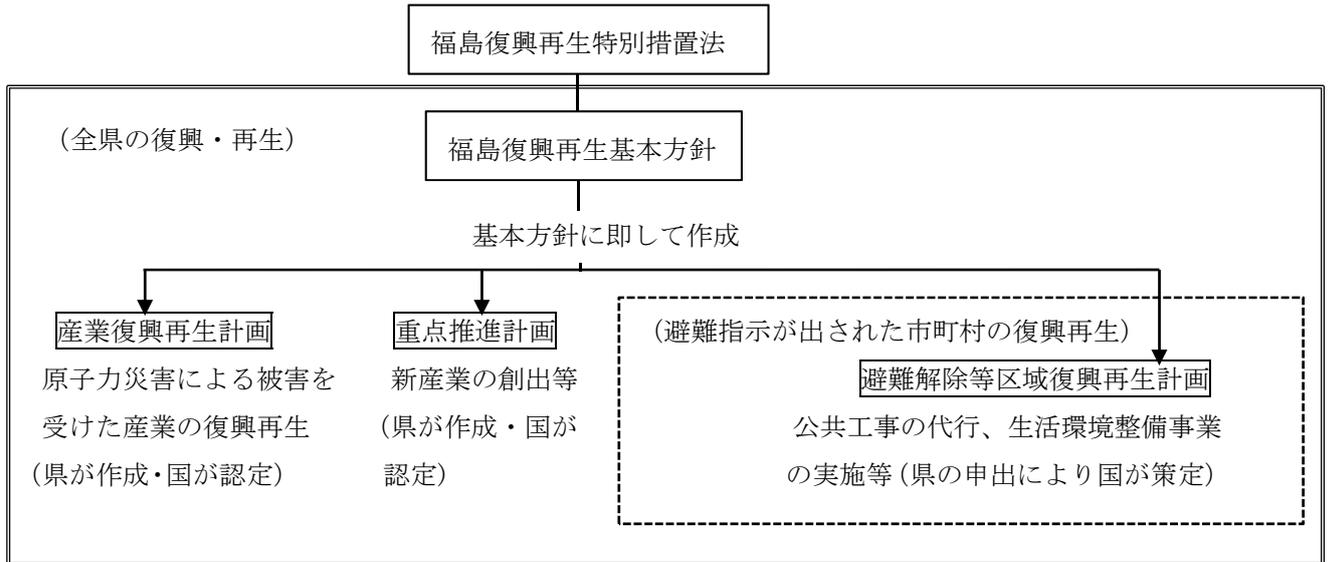


避難解除等区域復興再生計画について

1. 位置づけ



2. 内容

(1) 対象区域

避難解除等区域（避難解除区域及び避難指示解除準備区域）等

(2) 定める事項

- ア 避難解除等区域復興再生計画の意義及び目標
- イ 避難解除等区域復興再生計画の期間
- ウ 産業の復興及び再生に関する事項
- エ 道路、港湾、海岸その他の公共施設の整備に関する事項
- オ 生活環境の整備に関する事項（生活に不可欠なサービスのあり方を含む。）
- カ アからオまでの記載事項のほか、将来的な住民の帰還を目指す区域における避難指示の解除後の当該区域の復興及び再生に向けた準備のための取組等避難解除等区域の復興及び再生に関し特に必要な事項

※ ウ～エ：過去に避難指示の対象となつたことがない区域にわたるものであつて、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要と認められるものを含む。

(3) 策定手続き

ア 福島県知事の申出

イ 内閣総理大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、福島県知事の意見を聴いて策定。

ウ 福島県知事は、アの申出をし、またはイの意見を述べる場合は、あらかじめ、市町村の長の意見を聴取。

エ 避難解除等区域の変更その他情勢の推移により必要が生じたときは、福島県知事の申出に基づき、計画を変更。